

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成23年10月25日(火) 午後7時00分～午後8時30分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)
2 番委員 前田輝男 (教育長)
3 番委員 萩原美由紀
4 番委員 和田重宏 (教育委員長)
5 番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-------------------------|--------|
| 教育部長 | 三廻部 洋子 |
| 文化部長 | 諸星 正美 |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱 | 佐藤 富朗 |
| 文化部副部長 | 奥津 晋太郎 |
| 子ども青少年部副部長・青少年課長事務取扱 | 篠原 祐子 |
| 保健給食課長 | 柳川 美恵子 |
| 教育指導課長 | 西村 泰和 |
| 教職員担当課長 | 長澤 貴 |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 栗畑 寿一朗 |
| 生涯学習課長 | 高橋 幸男 |
| 文化財課長 | 加藤 裕文 |
| スポーツ課長 | 杉崎 貴代 |

(事務局)

- | | |
|-------------------|-------|
| 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 | 阿部 祐之 |
| 教育総務課主任 | 井上 晃輔 |

4 協議事項

- (1) 小田原市社会教育委員からの意見陳述について (生涯学習課)

5 報告事項

- (1) 小田原市学区審議会からの答申について (教育総務課)

6 議事日程

日程第1 議案第29号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
(教育総務課)

日程第2 議案第30号 指定変更許可基準の変更について (教育総務課)

7 報告事項

- (2) 市議会9月定例会及び決算特別委員会の概要について (教育部、文化部)
- (3) 平成23年度上半期寄付採納状況について (教育総務課)
- (4) 12月補正予算について (保健給食課、文化財課)
- (5) 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 城下町」の開催について
(青少年課)
- (6) 腐葉土の放射性セシウムの検査結果と対策について (保健給食課)
- (7) 小中学校における通知表誤記入について (教育指導課)

8 その他

- (1) 県教育委員会連合会「東日本大震災の被災地の子どもたちへの支援の企画」について (教育総務課)
- (2) 「今年度教科書採択の反省から次回への要望」について (教育指導課)

9 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定
- (3) 協議事項 (1) 小田原市社会教育委員からの意見陳述について (生涯学習課)
- 和田委員長…本日予定しておりました協議事項(1)「小田原市社会教育委員からの意見

陳述について」ですが、意見陳述を予定しておりました小山田社会教育委員から、先ほど、所用により本日の会議への出席が出来ないとの御連絡がございました。よって、協議事項（１）につきましては、本日は行いませんので御承知おきください。

（４）報告事項 （１）小田原市学区審議会からの答申について （教育総務課）
教育部副部長…それでは、「小田原市学区審議会からの答申について」を御報告いたしますので、資料２を御覧いただきたいと存じます。

教育委員会から小田原市学区審議会に諮問いたしました「片浦小学校の通学区域のあり方」について、１０月１７日付で、答申書が提出されましたので、御報告いたします。

小田原市学区審議会は、自治会代表者３名、学校代表者２名、ＰＴＡ代表者２名、学識経験者２名、一般公募市民２名の１１名から構成されまして、石川自治会総連合会長を会長に、国立教育政策研究所の葉養 正明氏を副会長に、８月から計３回にわたり、「片浦小学校の通学区域の変更」「指定変更許可基準の変更」の２つの観点から、御審議をいただきました。

審議の結果、１点目の「片浦小学校の通学区域の変更」につきましては、片浦小学校の通学区域を市内全域に拡大して、小規模特認校制度を実施し、片浦小学校の児童数増加及び地域の活性化を図ることが適当であるとの結論に達しました。

２点目の「指定変更許可基準の変更」につきましては、片浦小学校において、小規模特認校制度を実施した際に、他地区から片浦小学校に通学した児童の中学校進学につきまして、特認校の在籍期間が１年以上ある場合を条件として、指定変更許可基準表に「特認校卒業」の事由を追加して、片浦小学校区の中学校である城山中学校への進学を認めることは適当であるとの結論に達したものでございます。

また、審議の際に、「小規模特認校制度実施にあたっては、教育委員会は思い切った児童増加策、学校の特色を打ち出していく必要がある」ということや、「現行の指定変更許可基準の厳格な運用を求める」といった意見があり、答申書に付記されております。

教育委員会といたしましては、小田原市学区審議会から提出されました答申書の内容及び審議会の中でいただきました御意見等を真摯に受け止め、児童数が55名である片浦小学校の現状や、平成22年3月に、同じく片浦地域にありました片浦中学校が閉校となっている状況を鑑み、片浦小学校の通学区域を市内全域に拡大する小規模特認校制度を平成24年4月から実施したいと考えております。また、後ほどこれに伴いまして、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」及び、「指定変更許可基準の変更について」御審議いただくことになっておりますので、よろしく願います。

(質 疑)

山田委員…このような情報は保護者にどのように伝わるのでしょうか。

教育部副部長…現在、片浦小学校では地域の方、学校関係者、教育委員会からなる地域協議会を設置いたしまして、今後の小規模特認校の運営について様々な協議をしているところでございます。その中で、小規模特認校制度の周知につきましては、リーフレットやパンフレットなどを作成するとともに、広報おだわらなどで御案内をしたり、小田原市教育委員会のホームページなどで紹介したりということを考えております。具体的には11月から周知を始めていきたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 日程第1 議案第29号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

(教育総務課)

日程第2 議案第30号 指定変更許可基準の変更について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育部副部長

前田教育長…それでは、議案第29号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」及び、議案第30号「指定変更許可基準の変更について」を御説明申し上げます。議案第29号の規則改正につきましては、小田原市学区審

議会の答申を踏まえ、片浦小学校の小規模特認校化に当たり、同校の通学区域を市内全域とするため、改正しようとするものでございます。議案第30号の指定変更許可基準の変更につきましては、小規模特認校制度を利用して、片浦地区以外から通学する児童の中学校進学について、就学すべき学校の指定変更許可基準を新たに追加しようとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育部副部長…議案第29号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」及び、議案第30号「指定変更許可基準の変更について」を一括して御説明いたします。初めに議案第29号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」御説明いたしますので、資料の「学校教育法施行細則の抜粋」を御覧ください。

学校教育法施行細則の第5条では、教育委員会は、就学予定者の就学すべき学校につきまして、居住地に基づき、「学校教育法施行細則の抜粋」の3ページから8ページの別表にございます通学区域を定めて、指定をしているところでございます。今回、同条第3項に、保護者から片浦小学校へ就学させようとする旨の申出があった場合は、これを適用しない旨を追加し、片浦小学校の通学区域を市内全域として、小規模特認校制度を実施するため、学校教育法施行細則を改正しようとするものでございます。

また、「小田原市立の学校の小規模特認校の入学手続きに関する要綱(案)」を御覧いただきたいと存じます。これは、小規模特認校制度を実施する場合の、受入人数や就学時期、申請にあたっての手続きなどの、就学の条件を定めるため、ここで新たに制定しようとするものでございます。この要綱の第3条では、片浦小学校の児童数を1学年15人程度とすること、第5条では、小規模特認校の訪問等を行うことにより同校の教育活動及びPTA活動を理解するとともに、教育委員会及び同校の学校長と面談した上で、入学申請書を提出すること等を考えております。

続きまして、議案第30号「指定変更許可基準の変更について」を御説明いたします。教育委員会では、居住地に基づき通学区域を定めて、児童・生徒の就学すべき学校の指定をしているところでございますが、児童・生徒に特別な事情がある場合には、保護者の申立てにより、相当と認められ

る場合に限り、指定された学校を変更することができるという制度でございます。この基準をまとめたものが、別紙の指定変更許可基準表でございます。

今回、小規模特認校制度の実施にあたり、この指定変更許可基準表を2点、変更したいと考えております。1点目は、先ほどの学区審議会の答申の際にも御説明いたしましたが、片浦小学校において、小規模特認校制度が実施されました場合、この制度を利用して、他地区から片浦小学校に入学した児童は、中学校進学の際、原則としては、居住地の中学校に進学することになりますが、小学校からの友人関係を継続させる等の教育的配慮から、特認校の在籍期間が1年以上ある場合に限り、希望する場合には、片浦小学校の通学区域の中学校、今回は城山中学校ですが、そこに進学できるように、指定変更許可基準表に「特認校卒業」の事由を追加するものでございます。

2点目は、指定変更許可基準表の6に「兄弟姉妹同一校通学」の事由がございしますが、この事由の適用対象外に「特認校卒業」を加えることとございます。「兄弟姉妹同一校通学」は、例えば、兄弟の上のお子さんが学区外の中学校に通っている場合、下のお子さんが中学校に入学する際、この「兄弟姉妹同一校通学」の事由で指定変更の申請をすれば、上のお子さんと同じ学区外の中学校に通うことができるというものでございますが、「特認校卒業」の事由は、特認校である小学校からの友人関係を継続させる等の教育的配慮のもとに基準に追加するものですので、上のお子さんが「特認校卒業」で指定変更をして、今回の例で言えば城山中学校に通学した場合であっても、下のお子さんについて、この「兄弟姉妹同一校通学」の事由で城山中学校への指定変更は認めないこととしたいと考えております。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

一括採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 報告事項 (2) 市議会9月定例会及び決算特別委員会の概要について

(教育部、文化部)

教育部長…それでは、私から、市議会9月定例会及び決算特別委員会の概要につきま

して、御説明させていただきます。資料3の1ページを御覧ください。

9月定例会は、9月1日に開会し、会期は10月5日まででございました。9月20日には各会計の決算認定案が上程され、翌日から決算特別委員会が開催されました。

次に、2ページを御覧ください。厚生文教常任委員会は、9月8日に開催され、教育委員会関係の議題は補正予算が1件、所管事務調査として報告事項が5件あり、補正予算について承認されました。

次に、3ページを御覧ください。教育委員会関係の一般質問は、12人の議員からございました。5ページから質問要旨と答弁要旨を記載してございますので、御覧いただきたいと存じます。教育部関係の主な質問について御説明させていただきます。

番号1番、2番でございますが、武松議員からは、緊急地震速報に関する質問があり、緊急地震速報端末の設置について、今後、学校の意見等も聴きながら検討してまいりたい旨、答弁いたしました。

次に、番号3番から6ページの番号11番までは、安藤議員の質問になります。安藤議員からは、広域避難所となる学校の施設改修、教育ネットワークや校内LANに関する質問がございました。施設改修に関しては、厳しい財政状況ではありますが、それぞれの学校ごとに必要な整備の洗い出しを行い、優先度等を考慮した上で、計画的に対応してまいりたい旨、また、教育ネットワークに関しましては、インターネット接続の回線速度の高速化と回線容量の増設をしていきたい旨、さらに、校内LANの普通教室等への整備についても検討課題としたい旨、答弁いたしております。

次に、番号12番から10ページの番号22番までは、安野議員の質問になります。安野議員からは、発達障害等の課題を抱えた子どもへの支援に関する質問がございました。個別支援員や医師、臨床心理士の派遣要請について、しっかりと対応するとともに、研修を充実させていきたい旨、答弁いたしております。

次に、番号 23 番は、植田議員からの小中学校等における減災のための取組、11 ページの 24 番から 12 ページの 28 番までは、井原議員からの新学習指導要領、全国学力・学習状況調査や体力テストに関する質問になりますが、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、番号 29 番から 14 ページの番号 40 番までは、神永議員からの質問になります。神永議員からは、学校外でスポーツ活動をしている生徒への対応や中学校の武道の必修化に向けた質問がありました。学校外でスポーツ活動をしている生徒への対応については、特設運動部としての参加は、すべての希望に対応できる状況ではなく、統一的な措置をとることは難しい旨、また、武道の必修化については、研修等による教員の資質向上を図るほか、複数による指導の体制や外部指導者の協力なども視野に入れながら、生徒の安全確保に努めてまいりたい旨、答弁いたしております。

次に、15 ページの番号 41 番から 44 番までは、木村信市議員からの広域避難所の運営や学校での避難訓練に関する質問で、広域避難所については、災害時には、教職員は、まずは児童・生徒の安全を確保・確認するとともに、被害の状況等を踏まえながら、校長の指揮監督のもと、広域避難所の開設・運営に協力することになる旨、また、避難訓練については、学校ごとに定める防災計画に基づいて実施しておりますが、東日本大震災を教訓として、改めて、避難場所や避難経路を見直すとともに、防災教育や訓練を通して児童・生徒への安全に対する意識を強化した旨、答弁いたしております。

次に、16 ページの番号 45 番から 47 番までは、鈴木 紀雄議員からの広域避難所における上層階への避難に関する質問、また、番号 48 番から 18 ページの 52 番までは、田中議員からの市内小中学校の地震・津波対策に関する質問、さらに、番号 53 番から 19 ページの 58 番までは、大村議員からの中学校の武道必修化に関する質問になりますが、後ほど御覧いただきたいと存じます。教育部関係の一般質問の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の概要につきまして、御説明いたします。22 ページを御覧ください。決算特別委員会は、9 月 20 日から 10 月 5

日まで設置され、平成22年度決算について、審査及び採決が行われました。書類審査が行われた後、教育委員会関係では、スポーツ課所管の酒匂川スポーツ広場管理費についての現地査察がありました。その後、書類審査及び現地査察の内容について、総括質疑が行われました。総括質疑の質問事項については、後ほど資料を御覧いただきたいと存じます。総括質疑後、決算特別委員長審査結果報告及び採決があり、平成22年度一般会計歳入歳出決算については、全会一致で認定されました。市議会9月定例会及び決算特別委員会の教育部関係の概要についての説明は、以上でございます。

文化部長…それでは続きまして、私から、文化部関係の市議会9月定例会一般質問における主な質問につきまして、御説明させていただきます。資料3の20ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、鈴木 美伸議員から、天守閣の再建事例等の質問がありまして、近年になって木造で再建した事例は、平成6年の静岡県掛川城、平成7年の宮城県白石城、平成16年の愛媛県大洲城がありますが、これらの城は、いずれも国指定史跡内での再建ではないこと、小田原城のように国指定史跡で木造天守閣を再建するには、文化財保護法に基づく文化庁の許可を得る必要がありますが、非常にハードルが高く、これまでに再建の事例がない旨、答弁申し上げます。

次に、小澤 峯雄議員から、二宮尊徳先生の教えをどのように市政に生かしていくのかとの質問があり、昨年1月から12月に「広報おだわら」紙上で「尊徳道歌の心」を連載し、先生の教えを市民にわかりやすく伝えることに取り組んだほか、市民と行政が一体となって新しい「小田原スタイル」を確立する「無尽蔵プロジェクト」の「無尽蔵」も先生の言葉を借りたものであることや、今後の市政運営にあたって、至誠、勤労、分度、推譲に代表される先生の教えを実践することが大切だと考えている旨、答弁いたしました。

21ページをお開きいただきたいと思います。木村 信市議員からですが、市民主体の社会教育活動に対する公的責任や、それを実現するための方策についての質問がありまして、市民主体の地域社会の形成や発

展には、市民力、地域力の充実が必要であり、それらの充実のために、社会教育活動に対する行政の担う役割は重要であると認識していること、本市では、社会情勢の変化に合わせてながら、市民のニーズやまちづくりの必要性等を考慮し、生涯学習課を始め、各事業課において、各種講演会、講座の開催や、出前講座等を実施しているところであるが、今後も学習の機会を保障するとともに、学んだ成果を生かすことができる環境を整備することで行政の役割を果たしていきたい旨、答弁いたしました。文化部関係の一般質問につきましての説明は以上でございます。

(質 疑)

萩原委員…神永議員から、中学生の柔道の指導者は1人で指導できているのかという質問に対しての答弁にあります、対応可能な教員やスクールボランティアなどというのは、どこか繋がりのある団体等があるのでしょうか。

教育指導課長…現時点で、繋がりのある団体ということで、外部から支援してくださる方に入っただけという例は具体的にはございません。一般的には保護者の方にボランティアとして入っただけだったり、また、空き時間の教員が見守ったりという対応をさせていただいています。

萩原委員…一般の体育の先生は、柔道の技などは御存知なのでしょうか。

教育指導課長…年1回、文部科学省に地区代表として教員が研修を受けに行きまして、その研修を、その地区のすべての体育教員に伝達する形を採っております。また、職員の中には柔道の有段者がおりますので、そういったところから学んでいくという方法も採っています。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (3) 平成23年度上半期寄付採納状況について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、お手元の資料4を御覧いただきたいと存じます。平成23年度上半期寄寄付採納は13件の寄贈がございました。この内、主なものですが、物品3は都市プランナーとして著名な蓑原 敬さん、蓑原 善和さ

ん、小林 紀美子さんより郷土文化館に寄贈されましたものでございます。松永耳庵からご尊父の蓑原 善次郎氏に贈られたという茶杓2本や耳庵の書など計10点を寄贈いただいたものでございます。

物品4は中村屋様、ジャンボーナックビル様から扇風機14台を寄贈いただいたものでございます。この扇風機は放課後児童クラブで利用させていただいているところでございます。

裏面の物品8、9は小田原ライオンズクラブ様より市内の全小学校に、小田原報徳ライオンズクラブ様より公立幼稚園に1台ずつ視力検査器を寄贈いただいたものでございます。

物品10は小田原古紙リサイクル事業組合様から全小・中学校にリサイクルリーフレットを2万部寄贈いただいたものでございます。以上です。

(質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (4) 12月補正予算について (保健給食課、文化財課)

保健給食課長…それでは私から12月補正予算の内、保健給食課予算として計上したいと考えております学校給食調理業務委託につきまして、口頭で申し訳ございませんが、説明させていただきます。学校給食調理業務委託につきましては、平成14年度から調理業務の民間委託を導入し、既に共同調理場3場と単独調理校12校の15施設で実施しているところでございます。その内、平成20年度に平成23年度までの債務負担行為の設定をしたもので、今年度で契約期間が満了となります単独調理校5校、これは新玉小学校と山王小学校を組にしたもの、下府中小学校、千代小学校、富士見小学校ですが、この更新を予定しております。4年間の債務負担行為を設定するものですが、現在、予算要求をしております、詳細につきましては来月の定例会で御報告させていただきます。以上でございます。

文化財課長…それでは、私から、文化財課関係予算として12月補正予算案に計上を予定している事業について御説明させていただきます。資料5になります。資料5の1ページを御覧いただきたいと存じます。補正予算に計上を予定している事項は4件ございます。

まず1件目は、緊急発掘調査事業の経費でございます。埋蔵文化財包蔵地内で建物を建設する際には、遺構の状況の確認や記録のために、試掘調査や本格的な発掘調査が必要となる場合があります。この場合、試掘調査や個人住宅の本格調査につきましては、国庫補助を受けて市が調査を実施しておりますが、調査件数等が当初見込より増加し、経費に不足が見込まれますので、予算を追加計上する予定でございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。2件目は発掘調査出土遺物の保存経費でございます。本年度の発掘調査において、府川の地区から、資料2ページでございます銅鏃、銅製のやじりが出土し、また、高田の地区から、資料3ページでございます銅鏡が出土いたしました。これらは、土中から外に出ることにより、錆に覆われた部分の崩壊が進行する危険性がございますので、その保存処理を行う経費を、国庫補助金を財源の一部に見込んだ上、予算計上する予定でございます。

資料の4ページを御覧ください。3件目は史跡小田原城跡銅門土塀修復工事でございます。銅門は、平成9年の完成から14年が経過しておりますが、去る9月21日の台風15号の影響により、土塀の一部が剥離しましたので、その修復工事を行う経費について、予算計上する予定でございます。資料に土塀の剥離状況を載せてございますが、今回剥離した箇所のほか、同じ面全体にわたって亀裂が入っておりますことから、資料の下の写真に網掛けで示した範囲を修復いたしたいと考えております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。最後に、史跡小田原城跡用地取得事業予算の組替えについて御説明申し上げます。史跡小田原城跡用地取得事業といたしましては、平成23年度は当初予算で国庫補助事業として、城内地区及び三の丸外郭清閑亭土塁の2件の用地取得を予定しておりますが、平成24年度に予算を計上する予定であった総構香林寺山西用地において相続が発生いたしまして、所有者が早期の売却を要望しております。一方、今年度の2件の用地取得関係費につきましては、鑑定評価を行った結果により取得価格が当初予算を下回り、執行残が生じる見込みでございます。このため、この執行残を用いて総構香林寺山西用地を取得するよう、補正予算で予算を組み替えようとするものでございます。場所

は、城南中学校の校地の西側に隣接し、平成22年度に史跡用地として取得した場所の北側の隣接地にあたり、面積は1,422.01㎡でございます。資料右側に薄く塗られた部分が城南中学校の校地であり、その左上に網掛けで示した部分が、今回購入したいと考えている場所です。その下に薄く塗られている部分が平成22年度に購入した土地でございます。この場所は総構の土塁と堀にあたり、平成21年4月に行った試掘調査では、堀底から障子堀が検出されております。総構の土塁と堀の構造全てを見学できる市内唯一の場所であるとともに、北側が「からたちの花の小路」に接し、石垣山一夜城と富士山砦を正面に望める絶好の場所であることから、取得後は、すでに取得した隣接地と合わせて、総構の拠点的な場所として整備を検討していきたいと考えております。以上をもちまして、文化財課関係の12月補正予算の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (5) 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 城下町」の開催
について (青少年課)

子ども青少年部副部長…それでは資料6を御覧いただきたいと存じます。地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 城下町」の開催につきまして、御説明させていただきます。本年7月に開催しました「あれこれ体験 in 片浦」に続く第2弾の宿泊体験学習といたしまして、参加者である小学5,6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、世代の異なる大人たち、これは主に指導者になりますが、と交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことを目的に実施いたします。今回は、小田原駅周辺地域にあります、歴史や生業などの地域資産を歩きながら再発見していくとともに、実際に体験することでじっくりと経験を積める内容としております。

なお、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自然楽校」の受講生たちの活躍の場としての性格を持ち合わせているため、10代から60代まで幅広い年齢層の多くの指導者の方

が、2日間を通して、子どもたちの指導・支援にあたります。開催の日時といたしましては11月12日の土曜日から13日の日曜日までの1泊2日という形になります。場所につきましては、サンサンヒルズ小田原を宿泊場所といたしまして、小田原駅周辺地域ほかで開催する予定です。参加予定者につきましては小学校5、6年生の男女各15名ずつの計30名を予定しておりますが、現在の申し込み状況はほぼ30名近くが集まっております。若干の空きがありますが、当日までには30名に達するように努力してまいります。参加費につきましては宿泊の実費相当になります。指導者につきましては、おだわら自然楽校という指導者養成といたしまして青少年課が取り組んでおります事業の中で研修していただいている10代から60代までの指導者を対象としております。内容といたしましては、1日目は体験型ウォークラリーがメインになります。2日目につきましては、自炊の朝食をした後、自然体験をして解散という形になります。体験型ウォークラリーの主なポイントにつきましては、30名の子どもたちを4つのコースに分けて、第1コースは小田原城から前田ひもの店に行き、最後にかまぼこ博物館に行くコース、第2コースは小田原城から大川木工所に行き、最後にかまぼこ博物館に行くコース、第3コースは田中屋で梅干コロケを作ってから小田原城に行き、最後にかまぼこ博物館に行くコース、第4コースは小田原城から田中屋に行き、最後にかまぼこ博物館に行くコースとなっております。中々、市内の子どもたちが体験をしていないところもあるので、このコースを選ばせていただきました。以上です。

(質 疑)

山田委員…30人の子どもたちの学校はそれぞれ幅広く集まっているのでしょうか。
子ども青少年部副部長…今回は定員が30人ですので、チラシは1人ずつには配布せずに、各クラスで募集をさせていただいておりますが、今のところ幅広く集まっております。なるべく同じ学校の子ども同士にならないような組み合わせを考えております。

山田委員…サンサンヒルズ小田原は市民が使える施設なのでしょうか。

子ども青少年部副部長…この施設は競輪の宿泊施設になっておりますので、様々な規制はありますが、競輪のない時期であれば、事業課に申し込みをしていただければ、使うことはできると思います。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (6) 腐葉土の放射性セシウムの検査結果と対策について

(保健給食課)

保健給食課長…それでは、資料9を御覧いただきたいと存じます。腐葉土の放射性セシウムの検査結果と対策について御報告をさせていただきます。経緯といたしましては、平成23年7月25日付農水省通知「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」におきまして、堆肥中の放射性セシウムの基準が設定されるまでの間、神奈川県を含む17都県で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壌への施用や生産を自粛する旨の通知がございました。それを受けまして教育委員会では、8月1日付けで各学校・園あてに「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産の自粛について」という内容の通知をいたしました。その同じ8月1日付で農水省から「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」という通知が出されましたが、県を経由して市に届いたのは8月の半ばでございました。

この内容は、お手元の資料4枚目のチラシを御覧いただきたいと存じます。ここには、堆肥等について暫定許容値1キログラム当たり400ベクレルが示されており、3月11日以前の落ち葉から作った腐葉土についても検査が必要であるという方針が示されました。それを受けまして、夏休み明けの9月に腐葉土の生産を行っている学校について照会いたしまして、6校が該当しましたので、環境部を通して検査を行ったところ、次の表にございます数値が検出されました。表の合算値を御覧いただきたいと存じます。セシウム134と137を合わせた合算値で上から2桁目を四捨五

入した数値となっています。従いまして、例えば片浦小学校ではセシウム134の318ベクレルとセシウム137の371ベクレルを合算いたしますと689という数字になりますが、四捨五入して700という数字になっております。基準を超えたのは片浦小学校と、久野小学校の腐葉土でございました。基準は下回ったもののセシウムが検出されたのは大窪小学校と、前羽小学校でございました。検査機関は民間の(財)千葉県薬剤師会検査センターで、結果を環境部経由でこちらが受理いたしましたのが10月18日でございました。

検査結果に対する対策でございますが、子どもたちの学校生活の安心・安全を考え、基準値を超えた数値が出た腐葉土につきましては、専門家の指導のもと、仮処分という形で、袋に入れたものを養生シートで包み、土中に埋める措置を講じました。これが10月20日でございます。その他のものについては、仮処分の対象にはなりませんので、これも専門家の助言をいただきながら、数値が出たものにつきましては、土中に埋めることとし、また、不検出とされたものにつきましても、児童が触れることのないような措置を講じているところでございます。以上で、腐葉土の放射性セシウムの検査結果と対策について、報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…この700ベクレルが検出された片浦小学校と久野小学校の保護者に対しては、どのような通知などをしたのでしょうか。通知した場合には、結果なども載せられましたでしょうか。

保健給食課長…教育委員会といたしましては、結果を所属長に通知するとともに、保護者宛ての通知案も添付して学校へ送付させていただきました。

和田委員長…片浦小学校と久野小学校の値が高いようですが、これは何によるものなのでしょうか。腐葉土の作り方か、それとも保存場所によるのでしょうか。このように大きく差が出てくるといことが、素人には少し分からない部分があるのですが。

保健給食課長…学校へ出向いてお伺いした限りでは、はっきりしたことは分からないのですが、作り方において色々と工夫をされている学校もございます。ただ、原因の特定は中々難しいです。とにかく結果が出たので、専門家の助言もいただきながら、子どもが学校生活の中で触れることがないように措置を取らせていただいたということでございます。

山田委員…このようなものは何年か経ってから、影響が子どもたちに出ることもあるかと思いますが、管理者が替わった何年か後でも、埋めた場所の情報を伝えていくということをお願いできたらと思います。また、埋めたものが何かの時に表に出るといったことはないのでしょうか。

保健給食課長…今回の件につきましては仮処分ですので、国が処分方法を決めた時には決めた場所へ持っていくことができるように、養生シートを敷いて、そこにビニールで包んだものを入れてから、また上から養生シートを被せて埋めるという管理方法を取っています。これは当然、学校できちんと管理をしていただいております。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 報告事項 (7) 小中学校における通知表誤記入について (教育指導課)

教職員担当課長…資料10を御覧ください。まず、1の今回の経過ですが、去る10月13日に、読売新聞の記者から教育委員会に対して、通知表に記載誤りがあるかどうかの取材があり、教育委員会では、昨年度と今年度前期において、そういう事例があった旨を回答したところです。翌14日に、読売新聞に記事として掲載されたため、記者クラブから情報提供を求められ、同日中に昨年度の早川小学校、富士見小学校の2校と、既に事故報告が上がっていた今年度前期分の城北中学校の計3校について、情報提供しました。学校に対しては、同日、教職員担当課長名で、通知表のチェック体制強化についてと、万が一、通知表誤記入等が発覚した場合は、早急に市教育委員会へ報告するよう、至急文書で通知しております。

これを受け、18日までにすべての小中学校を確認したところ、新たに7校から報告があり、先に発表した3校を含め、合計10校、延べ179

人の児童・生徒の通知表誤記入が判明し、10月20日に公表に至ったという経緯がございます。

2の通知表作成の流れは記載されているとおりですので、説明は省略させていただきます。裏面の3にございます主な原因ですが、大きく3つございます。1点目は、パソコンの入力ミスや操作ミス等、教職員一人ひとりの不注意によるもの。2点目は、チェック体制が機能しなかったこと、教職員の危機管理意識の欠如によるもの。3点目は、パソコン・ソフトの機能が不十分であることによるものでございます。

これらの原因への今後の対応といたしましては、対応の(1)といたしまして、「通知表の誤記入ゼロ」に向けて、全校で、通知表の総点検を実施いたします。管理職と担任が、学校で保管されている前期の通知表を11月8日までに点検し、市教育委員会に報告することになっています。

対応の(2)といたしましては、通知表作成時の意識向上に向けて、教育長の通知文、これは注意喚起文書でございますが、これを全教職員に配付いたします。また、教育委員会の指導主事が、今後1週間以内に全校を訪問し、教育長の通知文を元に、直接教職員の指導にあたります。なお、通知文は、2枚目でございます資料Aです。

対応の(3)といたしましては、通知表作成時のチェック体制の強化に向けまして、教育委員会が、専門家を招いた(仮称)通知表作成委員会を立ち上げ、12月までに、チェック体制の再検討やチェックシートの作成を行い、その検討結果を各校に提示していきます。

対応の(4)といたしましては、最適な通知表作成ソフトの導入に向けて、現在使用しているパソコン・ソフトで良いかどうかを検討するとともに、自動チェックができる機能のある市販パソコン・ソフトの導入を含めて検討をしていきたいと考えております。

以上の対応により、当たり前のことですが、後期には、正確な評価としての通知表が、すべての児童生徒・保護者に手渡されるよう、改善に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…現在使用している通知表作成ソフトは、市販のものではなく、独自に作ったものなのでしょうか。

教職員担当課長…小中学校ともに市販のものではございません。通知表検討委員会というものが校長会で組織されておりまして、小学校は昨年度から、そちらで作成したものを使用しております。中学校は15年ほど前からソフトを使用しておりまして、毎年改善を加えて現在に至っております。

萩原委員…これだけ記載誤りが出て来たということは、何かそのソフトに使いにくさがあるのかなと思います。誤字脱字は見てすぐに確認できると思いますが、数字については、合っているものだと思いこんでしまうこともあると思いますので、パソコンでプリントアウトしたもののすべてを信用しないで、もう一度、見直していただけたらと思います。特に受験を控えている子どもたちはとても神経質なのではないでしょうか。

前田教育長…本当に申し訳なく思っており、これ以上、誤りがないことを願っているのですが、全校で通知表の総点検を実施した結果を11月8日にもう一度公表することになります。また、この資料にはございませんが、現時点では、この誤記入に関わっている直接の担任・担当は18名です。ただ、チェックをしている校長・教頭・教務主任・学年主任などを含めると100名を超える関係者がいるということで、本当に残念で申し訳ないと思っています。

山田委員…昨年に記載誤りがあったときに、もう少し先生たちに対してきちんと対応が出来ていれば止められたのかなとも思います。

和田委員長…昨年の対応への反省というような部分が少し足りなかったのではないかとというような意味にも取れますが、いかがでしょうか。

教職員担当課長…昨年度、この事案が発生した後に、今年度と同じように校長会との連絡調整会議の中で指導をしております。ただ、その中で、具体的な事例を説明せずに、「通知表の作成については十分に注意してください」というような説明で終わってしまっていたということが私たちの反省点だと思います。

前田教育長…昨年度、茅ヶ崎市で、進路に関わるような中学生の通知表記載誤りがあり

ました。その際に、今回本市で行っているような、具体的な事例を教職員に説明する対応をしたところ、今年度は現時点では記載誤りは発生していないとのことでした。御指摘があったように、昨年度、もう少し具体例を示して対応すれば良かったと反省しております。

(その他質疑・意見等なし)

(12) その他 (1) 県教育委員会連合会「東日本大震災の被災地の子どもたちへの支援の企画」について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、お手元の資料7を御覧ください。この度、神奈川県市町村教育委員有志の皆様から、現在、小田原市の和田委員長が会長を務めます神奈川県市町村教育委員会連合会に「東日本大震災の被災地の子どもたちへの支援の企画について」要望が届いておりますので、御報告申し上げます。

これは、以前の定例会でも御報告いたしました。二宮町、藤沢市、開成町などの教育委員の有志の活動といたしまして、被災地の子ども達に本を送る「神奈川県市町村教育委員東日本大震災被災地子ども支援実行委員会」の設立、及びこの活動に対して、神奈川県市町村教育委員会連合会の名義後援の承認について要望するものです。この案件につきましては、10月31日に行われます神奈川県市町村教育委員会連合会の臨時総会にお諮りする予定でございます。

桑原前教育委員さんが、先日の退任式の御挨拶の中でもお話ししていらっしゃいましたが、図鑑を100冊寄贈されたのは、この活動に御賛同されたものです。連合会の臨時総会の結果については、後日改めて御報告申し上げます。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(13) その他 (2) 「今年度教科書採択の反省から次回への要望」について

(教育指導課)

指導・相談担当課長…それでは資料8を御覧ください。憲法を守り生かす西湘地域共同

センターから今年度の教科書採択に関して、次回への要望ということにつきまして、口頭ではございますが、回答を提示させていただきます。

まず、1つ目の要望でございますが、「市民への周知が弱かった」ということは御指摘のとおりでして、現状では、「県教委のホームページ」と「県のたより」の2つの手段でしか広報されておりません。今後は、小田原市として「広報おだわら」にて教科書展示会についての周知を図りたいと思っております。さらに、各学校から保護者宛にも展示会の実施場所、日時についての文書を配布したり、自治会回覧板でお知らせしたりするなど、さらなる広報を図ってまいりたいと思います。土日や夜間開催については、小田原市独自に教科書展示会を新設していくことを考えています。具体的には、小田原市生涯学習センターけやき内の図書室を小田原市として展示会会場として設置することによって、土日も対応できるようにしていきたいと考えています。また、展示会のテーブルや椅子の件ですが、今年も初日に展示会に来られた市民の方から「記入する机や椅子の設置をしてほしい」との指摘を受けましたので、今回は、展示会初日から複数の方が同時に記載できるように長テーブルと椅子を複数台設置していきたいと考えております。

2つ目の要望は検討委員会のあり方についての御指摘でございますが、スクリーンの設置は確かに違和感がありました。ただ、「オープンで透明性がある」という部分では、検討委員と調査員主任との質疑応答のやり取りはきちんと出来ましたし、そのやり取りの公開こそが、「オープンで透明性がある」ということだと考えております。何故、スクリーンを設置したかということ、調査員主任の顔が出てしまうことで、「あの先生が調査員なのか」と分かってしまうので、静謐な環境が保持できなくなると判断したためであり、次回の検討委員会でもスクリーン設置はしていく予定です。

3つ目は調査研究報告書に現場の声をもっと反映されるようにとの要望でございますが、調査研究報告書が、現場の声の代表のまとめであると考えております。今年から意見箱を設置して広く意見を求めたのですが、教員は7名の意見しか入っておりませんでした。そこで今回は、各教員に対し事前に意見用紙を配布して、展示会での内容をその場で記入するか、持

ち帰り記入したものを教育委員会事務局宛に送付してもらうことを徹底し、教員の意見数を増やすことを考えております。なお、加点制について導入することは現在、考えておりません。意見集計、添付については、次回も継続して行っていく予定です。

このような内容で回答したいと考えております。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(14) その他 (3) 平成23年度芸術文化普及啓発事業について (文化部)

文化部長…特に資料番号はございませんが、配布させていただいております、「平成23年度芸術文化普及啓発事業」につきまして御報告させていただきます。こちらは文化政策課の文化事業でございますが、会場として市内の小学校10校で行わせていただいているものでして、既に実施済みのものもございませぬが、御報告と情報提供をさせていただきたいと思っております。これは、文化部として、今後、新しい文化ホールの建設や、文化事業を市内で更に充実させていくために文化の担い手を育成していくという中で、何よりもまず若い世代に文化を育む心を育てていただきたいという趣旨で、アウトリーチと申しまして、いわゆる文化施設の中で文化事業を行うのではなく、学校現場などに出向きまして演奏家が演奏を披露したり、楽器に触れて貰ったり、指揮者の方が小学生に指揮の疑似体験をしていただいたりというような体験を通じて文化性豊かな心を育てていただくということで企画・実施をさせていただいております。本日も芦子小学校で開催をさせていただきましたが、神奈川フィルハーモニー管弦楽団や菊地 貴子さんなどの音楽家の方々に御協力をいただきまして、学校に出向かせていただいて、学校によって対応は様々ですが、小学生3年生から6年生までを中心にこの様な形でアウトリーチの事業を実施させていただいております。特に6, 7番目にございます千代小学校、東富水小学校で実施する予定の、「サクソフォン4本で奏でるアウトリーチ」に御協力いただくカルテット・スピリタスの4人の方々は、12月25日に市民会館大ホールで行われるコンサートにも出演していただきますので、併せてそのチラシも用意させていただ

きました。報告は以上です。

(15) 委員長閉会宣言

平成23年11月17日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）